

# 公募要領

## 1. 事業名

平成20年度「文化芸術分野における海外との共同創作活動を通じた国際交流の推進事業」

## 2. 事業の趣旨

国際文化交流を通じて、我が国の魅力ある文化を海外に発信し、相手国を引きつけることができる能力(ソフトパワー)をさらに強化するため、メディア芸術分野等において、我が国の芸術家・文化人と諸外国の芸術家・文化人との間で共同制作及びその企画・立案に向けた会合や人材交流事業を中長期的な観点から行うことで、我が国のコンテンツ発信の推進やコンテンツ関連人材の育成を図る。

## 3. 事業の内容

我が国と諸外国の芸術家・文化人との間で交流し、共同制作を目的に行われる下記(1)のいずれかの事業とし、いずれの事業も当該分野の関係者及び一般に広く公表し、その成果をコンテンツ発信や人材の育成の観点から全国的に普及する内容のものとする。

当該事業の実施に当たっては、下記(2)に掲げる企画・運營業務等を行うものとする。

### (1) 対象事業

- ①我が国と諸外国の芸術家・文化人によるメディア芸術等の共同制作に関するワークショップ等事業
- ②我が国と諸外国の芸術家・文化人によるメディア芸術分野等の人材交流事業
- ③その他、我が国のコンテンツの発信及び関連人材育成を推進する上で必要な事業

### (具体的な参考事例)

共同制作の実施のみではなく、異文化間で作品を共同で制作する手法・意義等について、そのノウハウを関係分野の芸術家・文化人・学生等に広く普及する活動を行うこと。

- ・ 異文化間での国際共同制作により新たなコンテンツ等を創造し、作品発表を行うとともに、若手芸術家や学生等を対象に、新たなコンテンツや制作の趣旨、ノウハウ等を伝授するワークショップ、シンポジウムを開催する。
- ・ 海外の芸術家等との共同制作の現場を関係分野の若手芸術家や学生等を対象に公開し、共同制作の過程に参加できる公開ワークショップを実施する。
- ・ 第一線で活躍する芸術家・文化人等を派遣・招へいすることで国際共同制作のための人材交流を図るとともに内外の若手芸術家等を育成するため、派遣・招へいした芸術家・文化人等の指導のもと、実験的な作品の共同制作を試みる国際ワークショップを実施する。

※平成20年6月以降、及び平成21年3月までに実施する事業とする。

※下記事項に掲げる分野等にかかる事業を優先する。

ア. 中国又は韓国（日中/日韓/日中韓）との共同制作に関する事業  
イ. 次の周年事業等の一環として実施するもの。

【平成 20 年】

- ・日インドネシア国交樹立 50 周年
- ・日伯交流年（ブラジル移住 100 周年）
- ・日コロンビア外交関係樹立 100 周年
- ・日仏交流 150 周年
- ・日蘭修好通商条約締結 150 周年
- ・日英交流 150 周年
- ・日ベトナム外交関係樹立 35 周年
- ・日加修好 80 周年（平成 20～21 年）
- ・日墨文化・スポーツ交流年
- ・日本人ウルグアイ移住 100 周年
- ・日エクアドル外交関係樹立 90 周年
- ・日ベネズエラ外交関係樹立 70 周年

【平成 21 年】

- ・日メコン交流年（タイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）
- ・日ドナウ交流年（オーストリア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア）
- ・日加修好 80 周年（～3 月まで）
- ・日蘭通商 400 年

【備 考】

※共同制作に直接かかる制作経費については、本事業の対象としない。

※いずれの事業も、国際共同制作作品の完成が平成 21 年 3 月までに予定されている事業とする。

※採択された事業については、チラシ、プログラム等の広報媒体に、文化庁シンボルマーク及び「文化庁委託事業」である旨掲載すること。

※周年事業については、原則として周年事業実行委員会等の事業認定を受けること。

※なお、採用された場合、採択事業名、採択機関名及び採択事業に関する報告書等が公表されることがある。また、本事業充実のため、調査に協力を願う場合がある。

(2) 企画・運營業務等内容

- ①事業の運営計画の企画・立案
- ②事業実施にかかる制作・運營業務
- ③事業実施にかかる関係機関等との連絡調整
- ④事業実施にかかる人物の派遣・受入等の手配及び旅行業務
- ⑤事業の一般周知、事業の行事にかかる配付資料、報告書等の作成・印刷
- ⑥ワークショップ等の開催時の記録
- ⑦その他事業実施に必要な業務

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合には該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 委託先は文化庁と連絡調整が円滑にでき、かつ適切な経理処理ができる体制を日本に有すること。
- (5) その他  
 上記の事業趣旨及び概要を踏まえ、国際交流事業に精通しており、かつ該当専門分野の有識者の協力を得られ、内外において幅広く事業の発信ができる等、本事業の円滑な遂行に必要な経験・ノウハウ等知見を有している我が国の団体等であること。

## 5. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先  
 住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
 担 当：文化庁長官官房国際課国際文化交流室企画係  
 電 話：03-5253-4111（代表）内線2848  
 F A X：03-6734-3813  
 E-M a i l：int-cul@bunka.go.jp
- (2) 企画提案書の提出方法  
 提出方法は、下記の要領で作成し、郵送又は持参すること。  
 ・提出書類は紙媒体及び下記(3)②に示す電子データ形式で提出すること。（※メールによる提出は受け付けない。）  
  
 <郵送の場合>  
 ・簡易書留、宅配便等で送付すること。  
 <持参の場合>  
 ・受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00除く）
- (3) 提出書類（返却は行わない）  
 下記の書類を企画提案書として提出のこと。  
 ①企画提案申請書（様式1） 10部（原本1部、複写9部）  
  
 ②上記①の事業計画書の電子ファイル 一式・・・・・・1部  
 ※媒体はCDもしくはフロッピーディスク（ファイルの形式はWord97-2000：データ最大容量は64MBまで）とする。  
 以下③～⑤については、申請団体が、実行委員会形式の場合には、実施体制の中で主要な組織の資料を提出すること。（複写でも可）  
 ③会社等組織概要（要覧、会社案内、定款等） 1部  
 ④直近2期分の決算資料 1部  
 ⑤共同制作について実績（国際共同創作、ワークショップ等）  
 （様式2） 10部
- (4) 企画提案書等の作成方法  
 ①用紙の大きさはA4縦版、横書きとする。ただし、図表等については必要に応じA3版の折り込みも可とする。

- ②書類は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- ③企画提案申請書（様式1）は、合計10ページ以内とする。
- ④書類の作成・提出及び面接選考等にかかる費用は選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。
- ⑤企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用・転載を禁止する。

(5) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成20年4月4日（金）17：00必着

提出先： 上記（1）に示す場所。

6. 事業規模（予算）及び採択数

委託額は総額で18百万円以内。

予算の範囲内で、複数件数を採択予定。

（1件当たり450万円を限度とする）

7. 選定方法等

(1) 選定方法

①書類選考

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

②面接選考

必要に応じて企画提案者に対する面接選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 事業委託

選定の結果、採択予定団体と企画提案書を基に事業実施条件を調整した上で、事業を委託契約するものとする。（委託金額については、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、条件等が合致しない場合には委託契約締結を行わない場合がある。）

9. スケジュール

①公募開始：平成20年3月14日（金）

②公募締切：平成20年4月4日（金）17：00必着

③審査：平成20年4月中旬～

④選定：平成20年4月下旬頃

⑤業務計画書の提出：

平成20年5月上旬頃

⑥事業委託期間：委託日から平成21年3月10日まで

10. その他

事業実施にあたっては、契約書及び事業委託計画書等を作成し、遵守すること。

# 平成20年度「文化芸術分野における海外との共同創作活動を通じた国際交流の推進事業」企画公募にかかる審査基準

## I 採択案件の決定方法

提出された企画について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点合計が最も高いもの、又は一定の条件を満たす等の複数のものを採択案件に決定する。

## II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された文化芸術分野における海外との共同創作活動を通じた国際交流の企画選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において書類選考を実施。面接選考は必要に応じて実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

## III 評価方法

評価は下記1及び2について次の評価基準による5段階評価（10点満点）とし、事業委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

[評価基準]

5点・・・特に優れている	2点・・・やや劣っている
4点・・・優れている	1点・・・劣っている
3点・・・普通	

### 1 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織・実施体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。特に、国際交流実務にかかる広範囲な専門的知見や分析能力を有していること。
- ④ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

### 2 事業内容に関する評価

- ① 事業達成の時期が文化庁の意図と合致していること。
- ② 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること。また、提案内容が創造性・独自性に優れていること。）。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。
- ⑥ 共同制作作品の完成が平成21年3月までに見込まれていること。